

○緊急一時宿泊事業を提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針

令和2年4月1日制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この指針は、いわき市地域生活支援事業実施要綱（以下「要綱」という。）第140条の規定に基づき緊急一時宿泊事業を委託された事業所（以下「事業所」という。）において、緊急一時宿泊事業を提供する場合における遵守すべき事項を定めることにより、当該緊急一時宿泊事業を利用する者（以下「利用者」という。）の尊厳の保持及び安全の確保並びに緊急一時宿泊事業の健全な提供を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、「緊急一時宿泊事業」とは、事業所が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条で規定する生活介護事業（以下「生活介護」という。）の営業時間外に、その設備を利用し、利用者に対し、生活介護以外のサービスとして、宿泊を伴う見守り等の支援を提供することをいう。

(事業者の責務)

第3条 緊急一時宿泊事業を提供する者（以下「事業者」という。）は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った緊急一時宿泊事業の提供に努めることとする。

2 事業者は、緊急一時宿泊事業の提供及び運営に当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）その他の法令を遵守することとする。

第2章 人員に関する指針

(従業者の員数及び資格)

第4条 事業者は、事業所ごとに従業者を常時1人以上確保することとする。

2 従業者は、障がい者に対する知識及び支援経験を有する者又はこれに準ずる者とする。

3 事業者は、食事の提供を行う場合、食事の介助等に必要な員数を確保することとする。

4 事業者は、緊急時に対応するための職員の配置又は連絡体制の整備を行うこととする。

(責任者)

第5条 事業者は、従業者の中から責任者を定めることとする。

第3章 設備に関する指針

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、4人以下とする。ただし、次条第2項の基準を満たす範囲とする。

(設備及び備品等)

第7条 事業所は、緊急宿泊室及び消火設備その他非常災害に際して必要な設備、並びに緊急一時宿泊事業を提供するために適切な寝具等の必要な備品を備え、生活介護の運営に支障がないよう適切に管理することとする。

2 生活介護の設備及び備品を使用する場合は、当該生活介護の利用者に対するサービス提供に支障がない範囲で使用することとする。

(宿泊室及び消火設備等)

第8条 緊急宿泊室の床面積は、1人あたり8平方メートル以上とする。

2 緊急宿泊室は、個室であることが望ましいが、前項の規定を満たす場合、個室以外の緊急宿泊室を設けても差し支えないこととする。

3 個室以外の緊急宿泊室を設ける場合、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとする。

4 プライバシーが確保されたものとは、パーティション及び家具等により利用者同士の視線の遮断が確保されるものをいい、壁及びふすま等の建具まで要するものではないが、カーテンのみでは認められないこととする。

5 事業者は、処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室で宿泊することがないように配慮することとする。

6 事業者は、消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置することとする。

第4章 運営に関する指針

(内容及び手続の説明並びに同意)

第9条 事業者は、緊急一時宿泊事業を提供する場合、あらかじめ、緊急一時宿泊事業の利用を希望する者又はその家族（以下「利用希望者等」という。）に対し、第17条に定める運営規程の概要、責任者の氏名、従業者の勤務体制その他サービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、緊急一時宿泊事業の内容及び利用期間等について利用希望者等の同意を得ることとする。

(緊急一時宿泊事業提供の記録)

第10条 事業者は、緊急一時宿泊事業を提供したときは、提供日、提供した具体的なサービスの内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供することとする。

(緊急一時宿泊事業の取扱方針)

第11条 事業者は、緊急一時宿泊事業の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用

者又はその家族（以下「利用者等」という。）に対し、緊急一時宿泊事業の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこととする。

- 2 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこととする。
- 3 事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合、その態様、時間、利用者の心身の状況及び緊急かつやむを得ない理由を記録することとする。
- 4 事業者は、自らその提供する緊急一時宿泊事業の質の評価を行い、常にその改善を図ることとする。

（介護）

第12条 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護を行うこととする。

- 2 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつ、離床、着替え、整容その他日常生活上の介護を適切に行うこととする。

（食事の提供）

第13条 事業者は、利用者の心身の状況、嗜好及び栄養を考慮した食事を適切な時間に提供することとする。

- 2 事業者は、利用者が可能な限り離床して食堂で食事を摂ることを支援することとする。

（健康への配慮）

第14条 事業者は、事業者において把握している利用者の健康に関する情報に基づくとともに、必要に応じて利用者の主治医及び他の事業者等と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な緊急一時宿泊事業を提供することとする。

（相談及び援助）

第15条 事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者等に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこととする。

（緊急時等の対応）

第16条 事業者は、現に緊急一時宿泊事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合、速やかに利用者の主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じることとする。

（運営規程）

第17条 事業者が定める事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (3) サービス提供日及びサービス提供時間
- (4) 利用定員
- (5) 緊急一時宿泊事業の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 緊急一時宿泊事業利用に当たっての留意事項
- (7) 緊急時等における対応方法
- (8) 非常災害対策
- (9) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第18条 事業者は、利用者に対し適切な緊急一時宿泊事業を提供できるよう従業者の勤務の体制を定めておくこととする。

- 2 事業者は、従業者によって緊急一時宿泊事業を提供することとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- 3 事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保するよう努めることとする。

(定員の遵守)

第19条 事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて緊急一時宿泊事業を提供してはならないこととする。

(非常災害対策)

第20条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知することとする。

(衛生管理等)

第21条 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じることとする。

- 2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めることとする。

(掲示)

第22条 事業者は、事業所の見えやすい場所に運営規程の概要、責任者の氏名、従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要、緊急時の避難経路その他利用希望者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示することとする。

(秘密保持等)

第23条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならないこととする。

- 2 事業者は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じることとする。
- 3 事業者は、他の事業者等との連携において、事業者が保有する利用者及びその家

族の個人情報を用いる場合、当該利用者及びその家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこととする。

(広告)

第24条 事業者は、事業所であることを広告する場合、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならないこととする。また、障害福祉サービスとは別のサービスであることを明記することとする。

(苦情処理)

第25条 事業者は、利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。

2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合、その内容等を記録することとする。

(事故発生時の対応)

第26条 事業者は、利用者に対する緊急一時宿泊事業の提供により事故が発生した場合、市及び当該利用者の家族に対し、速やかに連絡するとともに、必要な措置を講じることとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び講じた措置の内容について記録することとする。

3 事業者は、利用者に対する緊急一時宿泊事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行うこととする。

(調査への協力等)

第27条 事業者は、事業の実施状況等について市が行う調査又は市が事業者に対して求める報告若しくは資料の提出に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行うこととする。

(記録の整備等)

第28条 事業者が整備する記録は、次の各号のとおりとする。

(1) 従業者、設備及び備品等に関する記録

(2) 第10条に定める緊急一時宿泊事業提供に関する記録

(3) 第11条に定める身体的拘束等に関する記録

(4) 第25条に定める苦情処理に関する記録

(5) 第26条に定める事故発生時の対応に関する記録

2 事業者は、前項に定める記録のほか、事業の実施に関する経理を明らかにした書類及び実績報告書等関係書類を整備し、事業完了後5年間保存することとする。

第5章 その他

(その他)

第29条 市において、事業所における緊急一時宿泊事業の人員配置及び設備等から、利用者に対するサービス提供に支障がないと認める場合は、第2章から第4章の限りではないこととする。